

平成 22 年第 1 回更別村議会定例会会議録(1 日目)

平成 22 年 3 月 10 日

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 吉本 正美
書記 佐藤 ちはる

議 事	
議 長	ただいまの出席議員は、7 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 22 年第 1 回更別村議会定例会を開会いたします。(10 時 00 分) 村長より招集の挨拶があります。 岡出村長
村 長	本日ここに、平成 22 年第 1 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 平成 21 年度も残すところ 20 日となり、新年度の準備と合わせて、平成 21 年度村づくりの総仕上げに努めているところでございます。 中で長年の懸案でありました固定資産税の大口滞納問題、幕別町忠類との村界問題、更別地区排水路問題等、最善の方法とは思ってはございませんけれども、解決、解消の方向となっておりますし、また平成 21 年度計画の事務事業について、ほぼ順調に進めさせていただいております、議会並びに村民皆様方のご協力、ご指導に深く感謝を申し上げます。 平成 22 年度は、国においては新政権下、初の予算にての国づくりとなっており、一方、村においては私に与えられた村づくりの最終年度となるものであります。 急激な変化の中で求められるものは多いところではありますが、全力で村民の負託に応えるため、その職責を全うしてまいりたいと存じます。 今定例会におきましては、新年度の村政執行方針を述べさせていただくのを始め、新規の条例制定 2 件、条例の一部改正 9 件、

		組合加入規約の変更 3 件、平成 21 年度各会計補正予算 7 件、平成 22 年度各会計予算 7 件、合計 28 件の議案を提案申し上げご審議をお願いするものであります。
		よろしく願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。
議	長	村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議	長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により議長において、4 番堂場さん、6 番松橋さんを指名いたします。
議	長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員長		堂場議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。
		さきに、第 1 回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 3 月 2 日午前 10 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。
		その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から 3 月 23 日までの 14 日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。
		以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。
		なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。
議	長	日程第 3、会期決定の件を議題といたします。 おはかりいたします。 本定例会の会期は、本日より 23 日までの 14 日間といたしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、会期は 14 日間と決定しました。

議	長	日程第 4、諸般の報告をいたします。 諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承ください。 次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。 高橋総務厚生常任委員長 (総務厚生常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。)
議	長	次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。 松橋産業文教常任委員長。 (産業文教常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。)
議	長	これで常任委員会の報告を終わります。
議	長	日程第 5、一般行政報告を行います。 一般行政報告は文書で配布されております。 なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。
村	長	岡出村長 一般行政報告について、口頭説明をさせていただきます。 1 つ目の寄附についてであります。 これは記載のとおり、横野様より寄附をいただいたところでございまして、ご意向に沿って福祉の推進に活用させていただくものでございます。 2 番目、第 5 期更別村総合計画年度別実施計画、平成 22 年度から平成 24 年度の 3 か年計画でございますが、今般ローリングによる変更計画としたものでございます。 これにつきましては、ご参照賜りたいと存じます。 3 番目の更別村地域防災計画の修正、4 番目の平成 21 年度更別村地域新エネルギービジョン、5 番目のすくすくこども未来計画、更別村次世代育成支援後期行動計画、平成 22 年度から 26 年度までの 5 か年計画でございますけれども、それぞれ策定したところでございます。 策定にあたって、それぞれ関係機関並びに関係者の皆様方、そして村民の皆様方のご指導とご協力をいただいたところでございます。 これらの計画に基づいて村づくりを推進するものでございます。それぞれの計画の内容につきましては、先の全員協議会にて

		概要説明をさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。
議	長	以上、報告とさせていただきます。 これで村長からの一般行政報告を終わります。 ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。
議	長	日程第 6、村政執行方針及び教育行政執行方針について説明の申出がありました。 これを許します。 岡出村長 （村政執行方針について説明を行った。）
村	長	
議	長	この際、暫時休憩いたします。（ 11 時 55 分）
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。（11 時 10 分）
議	長	渡辺教育委員長
教育委員長		（教育行政執行方針について説明を行った）
議	長	これで村長からの村政執行方針、教育委員長からの教育行政執行方針についての説明を終わります。 ただ今の説明に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。
議	長	日程第 7、議案第 5 号、更別村企業立地促進等に係る産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第 5 号、更別村企業立地促進等に係る産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定の件でございます。 更別村企業立地促進等に係る産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、企業立地促進法に係るとかち田園地域産業活性化基本計画の策定を受け、企業立地促進法による支援措置を受けるために条例の整備が必要であることから、この条例を制定しようとするものでございます。 今般の条例制定に至る経過を若干説明させていただきますと、改正企業立地促進法を受けて平成 21 年 1 月 30 日にご承知のとおりとかち田園地域産業活性化協議会、更別村を含みます十勝管内 12 町村で構成してございますが、この協議会を設置し、同年 6 月には国の

同意を得て当該地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化に関する基本計画を策定したところでございます。

本計画に基づくところの企業立地にあたりましては、地方交付税措置、低利融資、補助金の交付と国の支援を受けることが出来るものでございます。

そこで当該企業の本村立地にあたって、村の固定資産税の課税の特例、これは3年分免除するものでございますが、これが出来るようにしようとするものでございます。免除にいたした部分につきましては75%が交付税にて補てんされるものでございます。

なお、本村には、過疎地域振興のための固定資産税の課税の特例に関する条例がございますが、適用業種等も違いがございます、選択が広がるように新規に今般条例制定をするものでございます。

次のページから制定しようとする条例の本文でございまして、また資料として当該条例の規則案を提出してございます。

これら詳細について、上田住民生活課長に補足説明をいたさせますのでよろしくお願い申し上げ、提案説明といたします。

上田住民生活課長

住民生活課長

(議案第5号、更別村企業立地促進等に係る産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定の件について補足説明を行った。)

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

議 長

質疑はありませんか。

6番松橋議員

議長動議。

議 長

6番 松橋さん

6番松橋議員

ただいま、議題となっております、議案第5号、更別村企業立地促進等に係る産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定の件は、なお慎重な審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。

各位のご賛同をお願いいたします。

(賛成の声あり)

議 長

ただいま、6番松橋さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって本動議をただちに議題として採決いたします。

おはかりいたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
	したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。 おはかりいたします。 議案第 5 号、更別村企業立地促進等に係る産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。
議 長	これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
	したがって、議案第 5 号、更別村企業立地促進等に係る産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。
議 長	日程第 8、議案第 6 号、更別村入学祝金条例制定の件を議題といたします。
	提案理由の説明を求めます。
村 長	岡出村長 議案第 6 号、更別村入学祝金条例制定の件でございます。
	更別村入学祝金条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、更別村の次代を担う子どもたちの健やかで生き生きとした成長の支援と育児に要する保護者の経済的負担の軽減を図るため、小、中学校等への入学時に祝金を贈呈し、子育て家庭の就学準備を支援し、児童、生徒の健全な育成を助長することを目的として、この条例を制定しようとするものでございます。
	なお説明を加えさせていただきますと、近年の少子化、これは深刻な状況にあるわけでありまして、その原因の 1 番が経済的負担ということでございます。そして、地域で子育てをしなければいけないという観点からいたしますと、地域ぐるみで子どもの誕生を祝い、入学を祝い、子育てを、喜びを共有することに意義があると思っているものでございます。
	国にては新年度から子ども手当月額 13 千円の支給であります。が、状況はデフレスパイラルの中にございまして、可処分所得の減少、社会保障負担金の増加、税制等の改正等の中では子ども手当で補える状況となっていないものであります。
	今般、特に入学時の多額負担を考え、また子育て委員会の意見

も伺い、本条例を制定しようとするものでございます。

それでは条例の内容の説明をさせていただきます。

更別村入学祝金条例、目的、第 1 条、この条例は、更別村の次代を担う子どもたちの健やかで生き生きとした成長を支援するとともに、育児に要する保護者の経済的負担の軽減を図るため、小、中学校等への入学時に村内の学齢児童・学齢生徒となる者を扶養している保護者に対し、入学祝金を贈呈し、入学を祝い、子育て家庭の就学準備を支援し、児童、生徒の健全な育成を助長することを目的とするということにしております。

用語の定義でございますが、第 2 条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるということでございます。

第 1 号、保護者とは児童・生徒を扶養する父もしくは母、又は父母に扶養されない児童・生徒を扶養する者をいう。

第 2 号、小・中学校等とは、学校教育法に規定する小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいうということでございます。

贈呈対象者、第 3 条、村長はこの条例に定めるところにより、次の各号に掲げる要件の全てを満たした保護者に対し、祝金を贈呈する。

第 1 号、小・中学校等に入学する児童・生徒を扶養する保護者。

第 2 号、小・中学校等に入学する月において、児童生徒並びに保護者が本村に住所を有していること。

これを条件とするものであります。

贈呈額、第 4 条、祝金の額は児童・生徒 1 人につき 50 千円とし、現金又は更別どんぐりスタンプ会が発行するどんぐり商品券を贈呈する。

この条項に関しましては出産祝金と同様にどんぐり商品券事業の続く限り、どんぐり商品券を原則として行うものでございます。

贈呈の時期でございますが、第 5 条、祝金は入学した年度の 5 月末までに贈呈する。

贈呈要件、第 6 条、小・中学校等に入学する児童・生徒が入学する月において、本村に住所を有している場合であっても、小・中学校等の入学式の前日までに死亡又は村外に住所を移したときは、祝金を贈呈しない。ただし、小・中学校等に入学する児童・生徒が入学する月において、本村に住所を有することとなった場合は、小・中学校等の入学式の後であっても祝金を贈呈する。

委任、第 7 条、この条例の施行に関し必要な事項は村長が別に

		定める。
		附則、この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとして ございます。
		以上、提案説明といたします。
		ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議 長		説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
	4 番 堂場さん	
4 番堂場議員		この入学祝金の新条例ですが、これに付随して、この後にこの 予算も審議されるのではないかと思います。それで同時提案に なっております。あまりこういうことは今まで過去になかったよ うな気もいたします。
		それで、この今の説明のとおり 4 月 1 日から施行するものとい うことになる、あと何日か後なのです。その条例を今、予算と 同時に提案していく、これはちょっとあまりにも急ではないか。 言ってみれば思いやり予算、思いつきではないかと、こう私は思 うのです。
		そして特にもう既にこれは新聞等で報道されております。50 千 円を入学祝金として出す。既にこの入学児童生徒を持っている父 兄、家庭はもらえるものと完全に思っています。その事項を今こ こで協議して、もしこれが否決されたらどうするのですか。予算 化しているし。
		ということで、私もちょっと勉強させてもらいました。そうす ると、この問題は否決されても別に予算には関係ない、執行しな ければいいのだというようなことで勉強させてもらったのです が、いずれにしてもあまりにも急で思いつきではないかと私は思 うのです。
		それで、先程の村長の村政執行方針、教育委員長の教育行政執 行方針の中で何と説明しましたか。小中学校入学祝金を贈呈いた しますともう言っているのです。これはいかにも議会を、言い方 悪いからあれですが、村側、執行者は、議会なんて形式くらいに しか考えていないのではないかと思います。
		いかにも議会は形くらいにしか考えていないのではないかと本 当に遺憾に思うので、その見解を村側、誰でもいいです。ちょ っと答弁して下さい。
議 長	6 番 松橋さん	
6 番松橋議員		実は、初めて全員協議会の時に説明を受けまして、私自身も、

議長
副 村 長

今堂場議員が言われたことに同調するわけなのですけれども、1 つには、国が防衛予算よりも大きな予算を使って、今年は月 13 千円ですけれども、来年度から政府は 26 千円を約束していますので、それは全員が皆さんで子育てをしていきたいと思いますという約束の中で進めていることで、特に今、堂場議員が言われたことも含めまして、私は方向がちょっと違っていると思います。それで堂場議員に賛成しますけれども、私自身はこの予算の執行については反対するつもりでいますし、それでどういう説明があるかわかりませんが、やはり深く考えないで、ただ思いつきで出されたとして考えていませんので、今、堂場議員の意見に賛成しますし、反対、賛成は議論の中でさせていただきますけれども、もう少し教育というのは深い中で考えて欲しいなという気持ちが今でもあります。以上です。

江本副村長

今まさに日本は少子高齢化という時代に入っているということでございます。

国あげてそういう対策を政権は練っているわけございまして、まず子ども手当てにつきましては、今の政権がマニフェストに掲げております。

村におきましても少子化というのは非常に行政としても重要でございますので、村長が執行方針の中で予算と同時提案ということであってございまして、従来と違うという方式ですけれども、こういったことは別に全国的にも珍しいことではなくて、条例を制定して予算もそれに伴ってやっていくと、やはり最終的には議会が議決することですから、議会の議決権というのがやはりあると思います。ただ村としましては、今の少子化時代に少しでもやはり子どもをこの地域で育ててもらおうというようなことで、人口の維持とか、他の地域とは違う政策を打っていくということでございます。議会を無視するとか、そういうことは全く考えておりませんので、今回、条例提案をしておりますので、議会の方でどういう方向で付託するなりして、慎重審議をされて、十分期間がないということでございますけれども、その辺は少子化でございますので、やはりこういう時代ですから良い政策というか手当ては早く支給して経済分を軽減していくということが非常に重要だということで今回出しております。最終的には議会が決めることですから、それは大いに議論していただいて賛否を願うものでございます。

ただ村としましては、少子化に対して他と違う政策を打って、

議長
4 番 堂場議員

メリハリを付けていくということが非常に重要だということで今回の条例と予算を同時提案した背景がございますので、御理解の程よろしくお願ひしたいと思います。

4 番 堂場さん

理解できません。

少子化、少子化、大変だ。今始まった問題ではないです。少子化は何年も前から言われています。それであと何日か先に執行しなければならぬことを今出して、今の答弁では理解できません。

それと、全然後先でないですか。執行方針の中でも贈呈しますと言っているのです。新聞報道だけではないです。執行方針で言っているのです。贈呈しますって。それを今、ここで議会で決める。全然おかしいと思うのですが、どうですか。おかしくないですか。おかしいしょ。これ先に決めてから贈呈すると言い切るならいいけれども、言い切ってから、これを提案されて決めるというのは私は全然後先だと思うのですが。

議長
副 村 長

江本副村長

この執行方針の中で贈呈します、支給していくということで、うたっています。執行方針というのは村の 22 年度の村長なり教育委員長の姿勢でございます。それはあくまでも贈呈するということが今回、条例も提案しておりますので、最終的には議会在議決することでございますので、新聞とか色々出ておりますけれども、当然新聞に出すということは、事前に議会議員の皆様にも全員協議会でお知らせしておりますし、その場では色々と言われておりますけれども、最終的には討論の中で十分討論されてやっていただきたいというふうに思っております。ただし執行方針の表現の中には、そういった村長の思いとしては執行していますということでございますので、それが議会で賛否両論、討論されて色々問題があるというふうになれば否決とか、そういったことも議会の権限でございますので、それは十分執行者側も理解をしております。以上です。

議長
4 番 堂場議員

4 番 堂場さん

しつこく言ってもあれなので、理解出来ない中で要望いたします。

今後、このようなことがないように少なくとも予算化しなければならぬものであれば、この定例会までの間に 9 月も 12 月もあります。事前に少し早く議員と議論できるくらいの考えを持ってやっていただきたいと要望いたします。

議長

岡出村長

村 長

色々ご意見をいただきました。

議会側からすればそのとおりだと思います。

しかし私どもは 12 月にご質問をいただく中で、これにつきましては急きょ検討しなければならないということで、関係部署に指示をして急ぎ検討させたものでございまして、その中で 4 月から始まるということで、こういうことになったわけでありすけれども、条例の提案と予算の提案、これは原則は同時提案が大原則なのです。それをスムーズに行くために条例を先に可決するか、お認めをいただくとか、そういう措置を取ってきたわけでありすけれども、今回は時間がない中で、こういう措置に至ったということでございまして、これにつきましては、ご理解をいただきたいものと思っていますところであります。議会審議の中で十分ご審議を賜りますように心からお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議 長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

今、村長なり、副村長のお言葉を聞いていますと、こちらから何か要望されまして、急いでお考えの中で提案されたというようなことで、僕は教育というのは、そういうものではないと思うのです。

ここで教育委員長から執行方針がありましたから別の機会でお話をさせていただこうと思いますけれども、更別村はご承知のように 3,500 千円あればそれで予算は十分に出来るでしょうけれども、小さい地域ですし、小さい町村ですから。これが例えば全国的ベースとかで考えました時に、そういう発想で済むのでしょうか。例えば大都会とか同じ条件でいきますと。それは勝手な話でしょうけれども。それで本当に教育というのは、そういう発想でいいのかなと僕はちょっと残念に思っています。例えば去年 1 年なり 2 年かけて、例えば今回でも酪農ファームとか、食育とかうたってはいますけれども、酪農ファームはうたっていない。ということはひとつも触らない、それからふるさと給食も 1 点だけは触っていました。半分は助成しますよと。僕らが言ってきて全国ベースで今回、民主党がどういう施策を出すのかわかりませんけれども、全然 5 万円を出して少子化対策だという発想が僕は逆に情けないと思うのです。その辺どうでしょうか。

前に自民党が政権倒れる前に配ったあれと同じような気がしますが、そう思いませんか。

議 長

岡出村長

村	長	今回の入学祝金につきましては教育分野だけでないものですから、私どもがこうやって答弁をさせていただいているところなのです。 それで確かにこれが教育に与える影響というものは私は多くはないと思っております。 ですから、先程から子育て支援という形で答弁をさせていただいているわけですが、これはこれで私は村内の経済的にも一定の効果が上がってくると思っているのです。 それで 12 月にご質問をいただく中で、私はやはり財政的にも配慮しながら急ぎ検討してまいりますという答弁をしているものですから、そのとおりに私はやって、そしてこれが有効な施策の一環だということで共通認識をいただいたものですから、これはやはり進めなければならないという強い意思で提案させていただいたわけであります。 これにつきましては、十分議会の中でご審議をいただきたいと思っております。
議	長	よろしくをお願いします。 他に質疑はありませんか。 (ありませんの声あり)
7 番本多議員		議長動議。
議	長	7 番 本多さん
7 番本多議員		ただいま、議題となっております、議案第 6 号、更別村入学祝金条例制定の件は、なお慎重な審査の必要が認められますので、産業文教常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。 各位のご賛同をお願いいたします。 (賛成の声あり)
議	長	ただいま、7 番本多さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。 したがって本動議をただちに議題として採決いたします。 おはかりいたします。 本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。 おはかりいたします。 議案第 6 号、更別村入学祝金条例制定の件を産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。

議

長

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号、更別村入学祝金条例制定の件を産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

議

長

昼食のため暫時休憩いたします。(12 時 05 分)

議

長

休憩前に引き続き会議を開きます。(13 時 30 分)

議

長

この際、関連がありますので、日程第 9、議案第 7 号、更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び日程第 10、議案第 8 号、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件の 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村

長

議案第 7 号、更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、更別村職員の勤務時間等について、改正労基法に基づくところの国家公務員の取扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。

次のページ、改正する条例本文でございますが、今回の改正点の主なものといたしましては、育児又は介護を伴う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限と時間外勤務代休時間に関する規定及び休日の代休日規定の一部改正となっております。

資料も提出してございます。

詳細につきましては若園総務課長に補足説明をいたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 8 号、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、議案第 7 号、更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴いまして、関連する条例の改正であります。

本件に関しましても、若園総務課長に補足説明をいたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長 総務課長	以上、提案説明とさせていただきます。 若園総務課長 （議案第 7 号、更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第 8 号、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件の 2 件について補足説明を行った。）
議 長	説明が終わりましたので、これから議案第 7 号及び議案第 8 号に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 （ありませんの声あり）
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから議案第 7 号及び議案第 8 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 （原案賛成の声あり）
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第 7 号、更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第 8 号更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を一括して採決いたします。 議案第 7 号更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第 8 号、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議 長	（異議なしの声あり） 異議なしと認めます。 したがって、議案第 7 号更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第 8 号更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 11、議案第 9 号、更別村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村 長	岡出村長 議案第 9 号、更別村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、関連する条文を整理するため、この条例を制定しようとするものでございます。

次のページが改正する条例の本文でございますが、資料を提出してございます。

この資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

資料の 32 ページをお開き願います。

新旧対照表でございまして、現行の欄の下線の部分、十勝支庁管内とございますが、これにつきましては説明のとおり、この 4 月から北海道の機構改革によりまして、十勝支庁から十勝総合振興局となるものでございまして、これを改正後には十勝管内と改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 22 年 4 月 1 日から施行するというようにしてございます。

ご審議方よろしくお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから議案第 9 号、更別村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 12、議案第 10 号、更別村国鉄広尾線代替輸送確保基金条例を廃止する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長 議案第 10 号、更別村国鉄広尾線代替輸送確保基金条例を廃止する条例制定の件でございます。

更別村国鉄広尾線代替輸送確保基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、生活交通路線として必要なバス輸送事業の財源として設置された更別村国鉄広尾線代替輸送確保基金について初期の目的を達成したことから、当該条例を廃止するため、この条例を制定しようとするものでございます。

次のページが廃止する条例の本文でございますが、更別村国鉄広尾線代替輸送確保基金条例を廃止する条例、更別村国鉄広尾線代替輸送確保基金条例は廃止する。

附則といたしまして、この条例は平成 22 年 3 月 27 日から施行するということでございます。

少し説明を加えさせていただきますと、昭和 62 年に国鉄広尾線廃止となったわけではありますが、その時の廃止転換交付金の一部を原資といたしまして、89,253 千円の基金を設けて地域住民の足を確保するため、バスによる代替輸送事業、定期運賃差額の補助、バス停の維持管理費の財源として活用してまいったところであります。

しかし、現在の主な活用といたしましては、バス待合所維持管理費のみの活用でございまして、基金として約 13,300 千円程残ってはございますが、本基金条例を廃止して、残る基金につきましては、協働の村づくり基金に積み増しを行って協働のまちづくりを推進しようとするものでございます。

ご審議方よろしくお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから議案第 10 号、更別村国鉄広尾線代替輸送確保基金条例を廃止する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第 13、議案第 11 号、更別村企業振興促進条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第 11 号、更別村企業振興促進条例の一部を改正する条例制定の件でございます。
		更別村企業振興促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。
		理由といたしましては、企業誘致に向けた取り組みを強化するため、対象基準を緩和すると共に対象範囲の見直しを行うことにより、参入企業の拡大を図るため、この条例を制定しようとするものでございます。
		少し説明をさせていただきますが、本条例に関しましては、昭和 63 年に制定したものであります。
		これまで本条例の適用を受けた者、ご承知のとおりニチロ十勝食品の工場改築によるもの 1 件でございまして、企業立地促進には見直し、改正が必要と思われていたところでございます。
		今回、議案第 5 号で制定をお願いしております、更別村企業立地促進等に係る産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例他、関連する条例や現在、村が推進する奨励事業等と照らし合わせまして、所要の改正を行うものでございます。より更別村における企業の振興と立地を促進したいということでございます。
		改正の詳細につきましては、三好企画政策課長に補足説明をいたさせますのでよろしくお願い申し上げます。
		以上、提案説明とさせていただきます。
企画政策課長		三好企画政策課長 (議案第 11 号、更別村企業振興促進条例の一部を改正する条例制定の件について補足説明を行った。)
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。

議	長	討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 これから議案第 11 号、更別村企業振興促進条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
		異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第 14、議案第 12 号、更別村農業集落排水事業償還基金条例を廃止する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 12 号、更別村農業集落排水事業償還基金条例を廃止する条例制定の件でございます。 更別村農業集落排水事業償還基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、農業集落排水事業の円滑な運営を目的として制定された条例ではございますが、平成 21 年度をもって基金全てを償還に充当し終え、初期の目的を達成したことから、当該条例を廃止するため、この条例を制定しようとするものでございます。 次のページが廃止する条例でございます。 更別村農業集落排水事業償還基金条例を廃止する条例、更別村農業集落排水事業償還基金条例は廃止するということでございまして、附則として、この条例は平成 22 年 4 月 1 日から施行することにしてございます。 以上、提案説明といたします。 ご審議方よろしくお願い申し上げます。 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
		質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)

議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 12 号、更別村農業集落排水事業償還基金条例を廃止する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	この際、関連がありますので、日程第 15、議案第 13 号、更別村営住宅条例の一部を改正する条例制定の件及び日程第 16、議案第 14 号、更別村特定公共賃貸住宅等に関する条例の一部を改正する条例制定の件の 2 件を一括議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第 13 号、更別村営住宅条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、村営住宅において、暴力団員の入居等に関する使用の制限を行い、併せて、他市町村での税滞納者の入居防止及び保証人要件の拡大による滞納防止策の強化のため、この条例を制定しようとするものでございます。 次のページから改正条例の本文でございますけれども、今回の改正につきましては、理由でご説明のとおり、暴力団員の入居防止と近年増加の住宅料滞納防止策として、所要の改正を行うものでございます。 なお、本条例をお認めいただきました後に、速やかに帯広警察署長と暴力団員による村営住宅等の使用の制限に関する協定書を取り交わしてまいりたいと思っておりますのでございます。 改正内容等の詳細につきましては、佐藤建設水道課長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。 続きまして、議案第 14 号、更別村特定公共賃貸住宅等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村特定公共賃貸住宅等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、議案第 13 号と同様であります。改正内容等の詳細につきましては、本件も佐藤建設水道課長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。 以上、提案説明といたします。

建設水道課長	佐藤建設水道課長 (議案第 13 号、更別村営住宅条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第 14 号、更別村特定公共賃貸住宅等に関する条例の一部を改正する条例制定の件の 2 件について補足説明を行った。)
議 長	説明が終わりましたので、これから議案第 13 号及び議案第 14 号に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから議案第 13 号及び議案第 14 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第 13 号、更別村営住宅条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第 14 号、更別村特定公共賃貸住宅等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を一括して採決いたします。 議案第 13 号、別村営住宅条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第 14 号、別村特定公共賃貸住宅等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 13 号、更別村営住宅条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第 14 号、更別村特定公共賃貸住宅等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 17、議案第 15 号、更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村 長	岡出村長 議案第 15 号、更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

		理由といたしましては、身体障害者福祉法施行令の一部改正に伴い、重度心身障害者医療費の助成対象者の定義を改正するため、この条例を制定しようとするものでございます。
		次のページが改正条例の本文でございますが、資料を提出してございます。
		資料の 54 ページをお開き願います。
		改正する条例の新旧対照表でございます。
		今般、助成対象の範囲を拡大するということで、アンダーラインを引いた所が改正内容となっております。
		今回、肝臓機能障害を追加するということでございます。
		附則といたしましては、この条例は平成 22 年 4 月 1 日から施行するということにしております。
		以上、提案説明とさせていただきます。
		ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。
		これから議案第 15 号、更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	この際、暫時休憩いたします。(14 時 30 分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(14 時 40 分)
議	長	この際、関連がありますので、日程第 18、議案第 16 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の件から日程第 20、議案第 18 号、北海道市町村総合事務組合理約の変更の件までの 3 件を一括議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。

村 長

岡出村長

議案第 16 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件でございます。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を別紙のとおり変更するものでございます。

理由といたしましては、胆振西部衛生組合、釧路広域市町村圏事務組合及び留萌広域行政組合の解散脱退並びに留萌市外 2 町衛生センター組合の名称変更に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合から規約の一部変更について協議の申出があったことから、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページが改正規約の本文でございますがこれにつきましては説明のとおりでございます。内容等につきましては省略をさせていただきます。

なお、資料の 55 ページに新旧対照表を提出してございます。

お目通しを願うものでございます。

次に、議案第 17 号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更の件でございます。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更するものでございます。

理由といたしましては、胆振西部衛生組合、網走支庁管内町村交通災害共済組合の解散脱退に伴い、北海道市町村職員退職手当組合から規約の一部変更について協議の申出があったことから、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましても、改正内容については、説明を省略をさせていただきます。

なお、資料の 56 ページに新旧対照表を提出してございます。

お目通しを願うものでございます。

次に、議案第 18 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更の件でございます。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更するものでございます。

理由といたしましては、胆振西部衛生組合、網走支庁管内町村交通災害共済組合及び留萌広域行政組合の解散脱退並びに留萌市外 2 町衛生センター組合の名称変更に伴い、北海道市町村総合事務組合から規約の一部変更について協議の申出があったことか

		ら、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
		次のページ、改正規約の本文でございますが、これにつきましても説明のとおりでございますので、内容説明は省略をさせていただきます。
		なお、資料の 57 ページから 58 ページに新旧対照表を提出してございます。
		お目通しを願うものであります。
		以上、提案説明といたします。
		ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから議案第 16 号から議案第 18 号までに対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから議案第 16 号から議案第 18 号までに対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。
		これから議案第 16 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件から議案第 18 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更の件までの 3 件を一括して採決いたします。
		議案第 16 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件から議案第 18 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更の件までの 3 件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第 16 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件から議案第 18 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更の件までの 3 件は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 21、議案第 19 号、平成 21 年度更別村一般会計補正予算 (第 10 号) の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第 19 号、平成 21 年度更別村一般会計補正予算 (第 10 号)

でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,255千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,173,819千円とするものでございます。

第2項から第3条まではお目通しを願うものでございます。

今回の補正につきましては、最終となるものでございまして、歳入にあっては、各種交付金、国、道補助金等の確定、財産収入等、歳入決定に伴うものでございます。

歳出におきましては、事務事業の執行残の補正、一部予算に不足を生じる事業費の追加補正、新規のものとしたしましては、子ども手当支給に係る準備費の追加補正を行うものでございます。

更には収支バランスの中で、余裕となる財源について、後年次に多額の負担をしなければならない国営かんばい負担金の繰上償還に対応していくために基金の積み増し等を補正でお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、江本副村長に補足説明をいただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます、提案説明といたします。

議長
副議長

江本副村長

(議案第19号、平成21年度更別村一般会計補正予算(第10号)の件について、補足説明を行った。)

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番松橋議員

6番 松橋さん

びっしり言われたので、追いつかない所があったのですけれども、2つ程気になるので質問します。

先程、企業促進条例の改正を見まして、説明の中で29ページに二チ口でしょうけれども1,047千円出しています。3年で2名また増えましたから、その分出しましたということなのですが、1年、1年出していけるということなのですか。

それと住宅の土木費の9,600千円が未執行だということで、土地の問題と三階建てがどうのこうのという説明について理解が出来ないのでしょけれども、それは遅れても建てるという意味ですか。

議長
副議長

江本副村長

賃貸住宅の繰越明許費の昨年の10月8日にこの時期、説明の中に二チ口が従業員が本社化されて増えるということで、村長の方から説明いたしまして、2戸分計上いたしました。それで、これは

議長
企画政策課長

確認申請を行っておりますので、その予算 2 つで 18,200 千円見ているのですが、そのうちの 1 戸がまだちょっと間に合わないということで今回、繰越明許の補正をさせていただいてやるということでございます。

三好企画政策課長

企業振興促進補助金の関係でございますけれども、食品工場の部分でございますけれども、この部分につきましては、当初 17 年度の新設分、それから 19 年度の増設分ということで予算措置をさせていただいております。その後、20 年度に冷凍スープ、缶詰、冷凍コーンの製造ラインの増設があったということで、当初予算からその部分が増額するということでございまして、それに相当する固定資産税、2 名従業員が村内住居の部分なのでございますけれども増加するということで今回、1,047 千円増額しているものでございます。なお、この企業振興条例につきましては、新增設から 5 年間整理するという内容になってございます。

議長
副 村 長

江本副村長

先程賃貸住宅建設促進事業の関係で、昨年 10 月に臨時会をやっているのですが、2 戸分で 18,200 千円と申し上げましたが、19,200 千円の誤りですので訂正願います。

そして、そのうち 1 戸を繰越してやるということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

課長が説明されましたように、企業振興条例、5 年のうちに新しい機械なり、人を雇うとその度に投資をしていくのですか。

そしたらまた 5 年ぎりぎり、4 年と 8 か月の時に新しい中に増設をしたら、それに対しても対象になるという意味なのですか。

議長
企画政策課長

三好企画政策課長

現在の条例では新設もしくは増設ということで、現在の条例、先程改正がありましたけれども、それ以前の条例ということで考えますと固定資産評価額 27,000 千円以上の投資、それから増設にあたっては 2 名以上、これは前段に新設が 5 名になると出来るようになりませんが、それをクリアすれば、その後増設が認められれば、この条例に基づいて財政支援をしていくというような条例になってございます。

議長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

今の話ですと、例えば 1 つの企業が進出をして 5 年以内でなくて、内部にまた新しい装置を付けたり人を雇うと、またそれに対して新規投資ですか。そういう条例なのですか。僕は誤解してい

議長
4 番 堂場議員

ました。わかりました。

4 番 堂場さん

37 ページ、福祉の里総合センターの燃料費で 2,305 千円程余っています。これは温泉が 2、3 か月休んだ時の関係もあるのですか。

議長
保健福祉課長

真鍋保健福祉課長

昨年 5 月から温泉の改修工事で休館しておりますけれども、温泉の暖房関係は老人保健福祉センターの方で賄っております、ここの予算ではございません。老人保健福祉センターの方の予算ということで減額はしておりますけれども、この福祉の里総合センターの燃料費関係につきましては、3 年平均の消費リッター数といったものを平均で当初予算で計上しております。当初では 117,000 リッターの当時の予算段階での単価が 80 円という計上でございます。それが年度途中、執行段階で燃料の単価が大きく上下しておりますけれども、平均で約 70 円、それと実績のリッター数と今後の見込み推計で減額補正をしておりますけれども、その見込みリッター数が 100,800 リッターということでございまして、単価ダウンの分で概ね 1,000 千円、それと使用量の減で概ね 1,300 千円というような減額の内容となっております。

議長
7 番 本多議員

7 番 本多さん

52 ページの耐震改修促進事業でございましてけれども、この予算から見ますと 5 割ちょっとの執行ですけれども、この状況について詳しく説明をお願いします。

議長
建設水道課長

佐藤建設水道課長

耐震診断につきましては、昨年から始めた補助事業でございまして。そして改修工事については本年度から始めた事業なのですが、ピーアールに努めているのですけれども、対象者が出なかったということで 3 件分を減額するということです。

議長
7 番 本多議員

7 番 本多さん

来年度も今年の実績くらいの予算計上をされているのですけれども、これは実際にはかなりの対象戸数があるのでしょうか。

議長
建設水道課長

佐藤建設水道課長

19 年におきまして耐震計画を更別村に作った段階におきまして、数字の方はおさえていないのですけれども、結構民間住宅においても耐震が必要だという家が結構ありましたものですから、その計画に基づきまして 19 年、20 年とこういう計画を立ててきたところでございます。

また来年度においても、そういう耐震診断計画を立てたばかりですので、全く予算を計上しないというわけにはいかないもの

		ですから、また 3 件を計上しているところでございます。 必要な戸数については計画書を見ればわかるのですけれども資料を持ってきていないものですからはっきりしません。 そしてこの家の対象となる住宅につきましては、昭和 56 年 6 月以前に建築された住宅が対象になりまして、それ以降建てた住宅については対象外ということになっております。
議	長	他に質疑はありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 これから議案第 19 号、平成 21 年度更別村一般会計補正予算(第 10 号) の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 22、議案第 20 号、平成 21 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号) の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 20 号、平成 21 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号) の件でございます。 第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,956 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 516,427 千円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,702 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 380,892 千円とするものでございます。 第 2 項については、お目通しを願うものでございます。 事業勘定の歳出から説明申し上げます。 10 ページをお願い申し上げます。 今回の補正に関しましては、特に保険給付費等につきましては、これまでの実績と推計によって補正をさせていただくものでございます。それでは総務費の方から説明いたします。 款 1 総務費、134 千円の追加でございます。項 1 総務管理費、目 1 一般管理費で 252 千円の追加、これに関しましては、高齢者医療

制度の円滑な推進を図るために、その制度の周知として補助金が追加となってきております。そのために歳出においても所要の増額をここで見るということにさせていただきます。旅費で 73 千円、役務費で 53 千円追加するものでございます。19 の負担金補助及び交付金、126 千円の追加でございますが、これは医療費の自己負担割合の凍結等、制度改正がございました関係上、システムの構築のために 126 千円増額するものでございます。項 2 徴税費、目 1 賦課徴収費につきましては補正がございません。これは財源振替補正ということでございます。項 3 運営協議会費、目 1 運営協議会費、118 千円につきましては、報酬 118 千円減、これは執行残によるものでございます。

続きまして、款 2 保険給付費、10,620 千円の追加でございます。項 1 療養諸費、8,620 千円の追加、この内訳といたしまして、目 1 一般被保険者療養給付費、7,600 千円の追加、これにつきましては、これまでの実績と今後の推計から追加させていただくものであります。目 2 退職被保険者等療養給付費、これにつきましては 1,020 千円の追加でございます。これにつきましても同様の理由となっております。項 4 出産育児諸費、出産育児一時金、2,000 千円の追加でございます。当初、15 件の出産を見込んでございましたけれども、5 件増ということで 2,000 千円追加をさせていただくものであります。

款 3 後期高齢者支援金等、項 1 後期高齢者支援金等、目 1 後期高齢者支援金については 112 千円の追加であります。支援金確定ということで追加をさせていただきます。

款 4 前期高齢者納付金等、項 1 前期高齢者納付金等、目 1 後期高齢者支援金については 23 千円の減であります。

款 6 介護納付金、項 1 介護納付金、目 1 介護納付金につきましては 82 千円の減となっております。

款 7 共同事業拠出金、項 1 共同事業拠出金につきましては 4,987 千円の減でございます。内訳といたしましては、目 1 高額医療費共同事業拠出金、これにつきましては 205 千円の減、目 2 保険財政共同安定化事業拠出金につきましては 4,782 千円の減でございます。医療費の拠出金でございます。

款 8 保健事業費、774 千円の減となります。内訳といたしましては、項 1 特定健康審査等事業費、目 1 特定健康審査等事業費、572 千円の減であります。これにつきましては執行残でございます。項 2 保健事業費、202 千円の減、目 1 保健衛生普及費、100 千円の減、目 2 疾病予防費、102 千円の減、これはそれぞれ執行残でござ

います。

款 10 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 5 高額療養費特別支給金につきましては、44 千円の減でございます。執行残でございます。

続いて歳入でございます。

7 ページをお願い申し上げます。

歳入に関しましては、歳出と連動してまいりますものでございます。

款 3 国庫支出金につきましては、10,593 千円の追加であります。項 1 国庫負担金、目 1 療養給付費等負担金、これにつきましては、9,407 千円を追加するものであります。目 2 高額療養費共同事業負担金、これにつきましては 248 千円の減、目 3 特定健康審査等負担金、86 千円の減であります。項 2 国庫補助金、目 1 財政調整交付金、1,520 千円の追加であります。今年度の交付金の新算定申請にあたりまして、普通調整交付金においては 1,619 千円の追加、特別調整交付金については 99 千円の減となりまして、差引 1,520 千円を追加するものであります。

款 4 療養給付費等交付金、項 1 療養給付費等交付金、目 1 療養給付費等交付金、1,020 千円の追加であります。これにつきましても現年度分で追加をするものであります。

款 5 前期高齢者交付金、項 1 前期高齢者交付金、目 1 前期高齢者交付金につきましては、82 千円の減。

款 6 道支出金につきましては、1,770 千円の追加、項 1 道負担金、334 千円の減でございます。その内訳として、目 1 高額療養費共同事業負担金につきましては 248 千円の減、目 2 特定健康審査等負担金につきましては 86 千円の減となっております。項 2 道補助金、目 1 道財政調整交付金、これにつきましては 2,104 千円追加となるものであります。今年の交付金の算定におきまして、普通調整交付金につきましては、1,906 千円の減となるものでありますが、特別調整交付金においては 810 千円の追加、その他特別調整交付金、3,200 千円の追加でございますが、これにつきましては、レセプトの点検がきちんとやっているということ、それから収納率のアップが優秀であるということから、3,200 千円追加で来たものでございます。

款 7 共同事業交付金、項 1 共同事業交付金、8,451 千円の減額であります。その内訳として、目 1 高額医療費共同事業交付金、3,273 千円の減、目 2 保険財政共同安定化事業交付金、5,178 千円の減であります。それぞれ実績に基づくものでございます。

款 9 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、これに

つきましては 9 千円の減、出産育児一時金等繰入金につきましては 1,280 千円の追加でございますが、その他一般会計繰入金につきましては 1,271 千円減ずるものであります。

それぞれ説明欄のとおりでございます。

款 11 諸収入、項 2 雑入、目 1 雑入、97 千円の追加であります。

それぞれ執行した結果、このようになったということでございます。

次に、診療施設勘定の歳出でございます。

20 ページをお願い申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、3,533 千円の減額であります。一部追加のものがございまして、主には執行残でございます。大きなものとしたしましては、燃料費 1,536 千円減額となっております。それぞれの説明については省略をさせていただきます。

款 2 医業費につきましては 1,831 千円の追加であります。項 1 医業費、2,458 千円の追加、それぞれ診療収入が伸びておりまして、そのために必要な医薬品等の追加を行うものでございます。目 1 医療用消耗器材費につきましては 130 千円の追加、目 2 医薬品衛生材料費につきましては 2,772 千円の追加、目 3 医療委託料につきましては 444 千円の減であります。これは執行残でございます。項 2 給食費、目 1 給食費につきましては 627 千円の減でございます。執行残でございます。

次に歳入でございます。

18 ページをお願い申し上げます。

款 1 診療収入、5,540 千円の追加、項 1 入院収入におきましては 3,109 千円の追加であります。内訳といたしましては、目 1 国民健康保険診療報酬収入につきましては 1,522 千円の追加、目 2 社会保険診療報酬収入につきましては 2,323 千円の減、目 3 後期高齢者診療報酬収入につきましては 3,344 千円の追加、目 4 一部負担金収入につきましては 566 千円の追加となっております。次に項 2 外来収入でございますが、3,352 千円の追加となっております。目 1 国民健康保険診療報酬収入につきましては 1,053 千円の追加、目 2 社会保険診療報酬収入につきましては 712 千円の追加、目 3 後期高齢者診療報酬収入につきましては 849 千円の追加、目 5 一部負担金収入につきましては 452 千円の追加、目 6 その他の診療報酬収入につきましては 286 千円の追加であります。項 3 その他の診療収入、目 1 諸検査等収入、921 千円の減でございます。これにつきましては、各種診断料は 687 千円の追加でございますが、

		各種予防接種診断料につきましては 1,680 千円の減となっている者であります。
		款 2 使用料及び手数料、項 2 手数料、目 1 文書料、これにつきましては 257 千円の追加であります。文書料増えてございまして、追加するものであります。
		款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、7,499 千円減ずるものであります。
		今回、診療報酬収入が伸びたということで一般会計からの繰出金は減額とするものでございます。
		その他、給与費明細書等はお目通しを願うものでございます。
		以上、提案説明とさせていただきます。
		ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議 長		説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
1 番赤津議員	1 番 赤津さん	金額的には大したものではないのですが、お聞きしたいと思います。
		10 ページ、運営協議会の報酬が執行残で残るとというのは、どのような理由なのか。
議 長	真鍋保健福祉課長	
保健福祉課長		国保運営協議会、8 人の委員で構成しております。
		当初予算では 5 回の開催見込みで予算を計上しているところですが、実際には運営委員会は 2 回と会長を 8 人のうちから 1 人選任しておりますけれども、各種研修会だとか、会議関係に出席する際にもこの報酬が支弁される形になっておりますけれども、その関係も若干落ち込んでいるということで今回の 118 千円の減額ということになっております。
議 長	1 番 赤津さん	
1 番赤津議員		説明はわかったのですが、普通からいけば当初予算 259 千円の中の金額的にはそれなりに率からいくと多いものですから、今の説明だと 5 回の計画が 2 回しか運営委員会をやらなかったということが最大限の理由のようですが、報酬というのは会議のあれとはまた違うのではないのかなと思うのですけれども、どういうふうに理解したらいいのかなと思います。
		運営協議会の総体的な経費の中で余ったというならわかるけれども、報酬というのは会議があろうがなかろうが別問題だと思うのですが、その辺が理解できなかったのですけれども。

議 長
保健福祉課長

真鍋保健福祉課長

若干、説明不足の部分がありましたので、もう 1 度付け加えさせていただきますけれども運営協議会の関係の開催にあたりまして、8 人全員が出席すれば一定程度の支出がなされるのですけれども、一部欠席の委員もありまして、その分が若干、残ったというケースもございます。

それと運営委員会に限らないで、この中では会長研修、委員の研修関係の部分についても予算を見ているということでございます。

議 長
3 番菊地議員

3 番 菊地さん

18 ページ、金額的には多くはないのですが、項 2 外来収入、目 6 その他の診療報酬収入です。説明のところで自費患者診療報酬収入と書いてあります。この方々は無保険の方々にいらっしゃるのですか。どういう方なのかご説明いただきたいと思います。

議 長
診療所事務長

神原診療所事務長

自費患者の報酬の方ですけれども、これは保険適用にならない人、それから保険扱いの出来ない方、10 割負担の方々にございます。

議 長
3 番菊地議員

3 番 菊地さん

10 割負担という方々は保険に加入していらっしゃるということですか。

例えば外国人の方ですとか、色々な事情で日本人の方であっても保険に加入していらっしゃらない方とか、そういう方という理解でよろしいでしょうか。

議 長
診療所事務長

神原診療所事務長

二チロさんとか、そういう中に 10 割負担でいらっしゃる方が結構ございます。あと一部、中国人もいらっしゃいます。入っている人と入っていない人がいますけれども。

以上です。

議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第 20 号、平成 21 年度更別村国民健康保険特別会

		計補正予算（第４号）の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	この際、暫時休憩いたします。（１６時００分）
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。（１６時１０分）
議	長	日程第２３、議案第２１号、平成２１年度更別村老人保健医療事業特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第２１号、平成２２年度更別村老人保健医療事業特別会計補正予算（第２号）でございます。
		第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，７７５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４５１千円とするものであります。第２項につきましては、お目通しを願うものであります。
		本会計につきましては、後期高齢者医療制度移行に伴う残務処理のための会計であります。ほとんど支出的なものはないものでございまして、今般は最小限のものを見込んで１，７７５千円を減額するものであります。
		内容等の説明については省略をさせていただきたいと存じます。
		ご審議方よろしくお願い申し上げます、提案説明といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		（ありませんの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		（原案賛成の声あり）
議	長	これで討論を終わります。
		これから議案第２１号、平成２１年度更別村老人保健医療事業特別会計補正予算（第２号）の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。

議 長

したがって、本案は原案のとおり可決されました
日程第 24、議案第 22 号、平成 21 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村 長

岡出村長

議案第22号、平成21年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ635千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,055千円とするものでございます。第2項については、お目通しを願うものであります。

歳出から説明申し上げます。

6ページをお願い申し上げます。

款1総務費、504千円の減額であります。項1総務管理費、目1一般管理費で198千円減額するものでありまして、これは全て執行残でございます。項2徴税費、目1賦課徴収費、306千円の減額であります。これにつきましても執行残ということでございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、131千円の減額であります。これにつきましては納付金額の決定から減額をするものでございます。

次に歳入 5 ページをお願い申し上げます。

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、15 千円の減であります。目 1 特別徴収保険料につきましては 263 千円の減額でございます。これは全て現年度分であります。目 2 普通徴収保険料、248 千円の増であります。これは現年度分といたしまして、348 千円の増、2 の滞納繰越分につきましては 100 千円の減としているところであります。

本村の保険料の徴収につきましては、100%収納ということでございます。

款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、620 千円を減ずるのものでございます。事務費対象分として減額でございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げ、提案説明といたします。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

議	長	(ありませんの声あり)
		質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
議	長	(原案賛成の声あり)
		これで討論を終わります。 これから議案第 22 号、平成 21 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり)
		異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 25、議案第 23 号、平成 21 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第 23 号、平成 21 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)でございます。 第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 44,959 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 263,932 千円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 230 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,346 千円とするものでございます。第 2 項についてはお目通しを願います。 事業勘定の歳出から説明いたします。 10 ページをお願い申し上げます。 款 1 総務費、項 3 介護認定審査会費、408 千円の減であります。 目 1 認定調査費につきましては 329 千円の減、目 2 認定審査会共同設置負担金、79 千円の減であります。それぞれ支出確定、執行残でございます。 次に款 2 保険給付費、43,952 千円の減であります。これまでの実績等から補正をするものでございます。項 1 介護サービス等諸費、目 1 介護サービス等諸費、39,272 千円の減額であります。介護サービス等諸費につきましては、大きく伸びると判断いたして予算措置をいたしたところでございますが、施設利用がそれ程伸びなかったということと、亡くなる方も多かったということで、今般、大きく減額をするものでございます。それぞれ内訳につき

ましては、ご参照賜りたいと存じます。次に項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス等諸費、270 千円の減、それぞれ執行あるいは不足するものについての追加、これらを差引いたしまして、270 千円減ずるものであります。項 3 高額介護サービス費、目 1 高額介護サービス費、1,010 千円を減額するものであります。実績等、推計いたしまして、このように減額をするものであります。項 4 高額医療合算介護サービス費、目 1 高額医療合算介護サービス費につきましては、1,400 千円の追加ということでございます。高額医療合算介護サービス費につきましては予算よりも伸びてございまして、今般、追加をさせていただくものであります。項 5 特定入所者介護サービス費、目 1 特定入所者介護サービス費につきましては、4,800 千円を減ずるものであります。これまでの実績等を勘案して減額するものであります。

款 3 地域支援事業費につきましては 750 千円の減、項 1 介護予防事業費、270 千円の減、目 1 介護予防特定高齢者施策事業費、2301 千円の減、これにつきましては全て執行残でございまして。目 2 介護予防一般高齢者施策事業費、40 千円の減でございしますが、これにつきましては執行残でございまして。項 2 包括的支援事業・任意事業でございしますが、目 2 任意事業費といたしまして 480 千円を減額するものであります。これにつきましては執行残でございまして。

款 4 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 基金積立金、これにつきましては 151 千円の追加であります。それぞれ、この内訳のとおり差引いたしまして追加するものであります。

次に歳入、7 ページをお願い申し上げます。

款 1 介護保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料につきましては、175 千円の追加であります。滞納繰越分として追加するものであります。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金、7,774 千円の減でございまして。介護保険給付の状況から補正するものであります。

款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金、16,465 千円減額するものであります。これにつきましても給付の状況から減額するものであります。

款 5 道支出金、道支出金につきましては総体で 8,467 千円の減、目 1 介護給付費負担金につきましては、8,392 千円の減であります。項 2 道補助金、目 1 地域支援事業交付金につきましては、75 千円の減、それぞれ給付事業に伴いまして減額をするものであります。

		款 6 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金につきましては 24 千円の減、これは預金利子の減でございます。 款 7 繰入金、12,404 千円の減、項 1 一般会計繰入金、6,457 千円の減、目 1 介護給付費繰入金につきましては 5,494 千円の減、目 2 地域支援事業繰入金につきましても 75 千円の減、目 4 その他一般会計繰入金、888 千円の減となっております。それぞれ説明欄をご参照賜りたいと思います。 項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金につきましては 5,947 千円減額するものであります。保険給付費大幅減により、基金繰入につきましても、減額をするものでございます。 次にサービス事業勘定、歳出 17 ページをお願い申し上げます。 款 1 サービス事業費、項 1 居宅支援サービス事業費、目 2 新予防計画策定事業費、230 千円の減であります。これにつきましては執行残ということでございます。 次に歳入の 16 ページをお願い申し上げます。 款 1 サービス収入、項 1 予防給付費収入、目 1 新予防計画策定費収入として 230 千円減額するものであります。 以上、提案理由とさせていただきます。 ご審議方よろしくお願い申し上げます。 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 （ありませんの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 （原案賛成の声あり）
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 23 号、平成 21 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 26、議案第 24 号、平成 21 年度更別村簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

村長	岡出村長 議案第 22 号、平成 20 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の件でございます。 第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 386 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,721 千円とするものであります。第 2 項についてはお目通しを願います。 歳出から説明申し上げます。 6 ページをお願い申し上げます。 款 1 水道経営費、項 1 水道経営費、目 1 水道管理費、408 千円の減であります。職員手当として 348 千円、これは時間外の執行残であります。19 の負担金補助及び交付金につきまして 60 千円の減でございますが、これは中札内共同施設維持管理負担金、執行残のため減額するものであります。 次に款 2 公債費、項 1 公債費、22 千円の追加であります。目 1 元金につきましては 28 千円、目 2 の利子につきましては 6 千円を減ずるものであります。それぞれ確定等による補正でございます。 続きまして歳入 5 ページをお願い申し上げます。 款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 水道費負担金、332 千円の追加でありまして、給水工事負担金の追加ということでありまして、当初 14 件の見込みであったものが 22 件と 8 件増加をしてございまして、これに伴って負担金を増額するものでございます。 款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、718 千円の減額であります。歳入歳出差引の結果、一般会計からの繰入金につきましては減額をするということでありまして。 給与費明細書等につきましては、お目通しを願うものでございます。 以上、提案理由とさせていただきます。 ご審議いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 （ありませんの声あり）
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 （原案賛成の声あり）
議 長	これで討論を終わります。

議 長
議 長
村 長

これから議案第 24 号、平成 21 年度更別村簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました

日程第 27、議案第 25 号、平成 21 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

議案第 25 号、平成 21 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,711 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 209,459 千円とするものであります。第 2 項及び第 2 条につきましては、お目通しを願うものであります。

歳出、7 ページをお願い申し上げます。

款 1 総務費、項 2 施設管理費、1,191 千円の減額であります。目 1 下水道施設管理費におきましては 1,169 千円の減、これは浄化センター維持管理委託料として 1,113 千円減額するものでございますが全て執行残でございます。18 の備品購入費につきましても、56 千円執行残で減額するものであります。目 2 農業集落排水施設管理費につきましては 22 千円の減、これにつきましても執行残ということでございます。

款 2 事業費、3,483 千円の減であります。項 1 下水道整備費、目 1 下水道建設費におきましては職員手当等で 86 千円の減、これは職員の時間外を減額するものでございます。項 3 個別排水処理施設整備費、3,397 千円の減であります。目 1 個別排水処理施設整備費につきまして、3,397 千円の減額をするものであります。当初予算で 22 基を見込んで途中、大幅に 9 基に変更してございます。今般、9 基から 1 基落ちまして 8 基となるものでございまして、1 基分減額をするものであります。それらに伴いまして、13 の委託料におきまして 324 千円の減、15 の工事請負費におきまして 3,073 千円を減額するものでございます。

款 3 公債費、項 1 公債費、37 千円の減であります。目 1 元金におきましては 56 千円の追加、目 2 利子におきましては 93 千円の減としてございます。これは利率の確定からそれぞれ追加と減額をさせていただくものであります。

次に歳入 6 ページをお願い申し上げます。

款 1 分担金及び負担金、項 1 分担金におきましては 522 千円の追加、目 1 下水道事業分担金として 130 千円の追加、これは下水道事業受益者の分担金でありまして、通常 2 年払いで行うのでありますが、3 件の方が一括払いをされたということで 130 千円追加するものであります。目 2 個別排水処理事業分担金につきましては、392 千円追加するものであります。これにつきましても一括払いの方が 4 件増ということになってございまして、追加をするものであります。

款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては 2,433 千円の減でございまして。収支バランスから財源補てん分として 2,377 千円の減、施設整備分といたしまして 56 千円減額するものであります。

款 8 村債、項 1 村債、2,800 千円の減であります。目 1 下水道事業債、1,900 千円の減、目 2 過疎対策事業債、900 千円の減であります。施設整備が 1 戸減少になったことに伴って、それぞれ減額をするものであります。

次に 3 ページをお願い申し上げます。

地方債の補正でございまして、戸別排水処理施設工事の減によりまして、それぞれ減額をするものでございまして。合計で 2,800 千円減とするものであります。

給与費明細書等につきましては、お目通しを願うものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第 25 号、平成 21 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
議 長	したがって、本案は原案のとおり可決されました この際、日程第 28、議案第 26 号、平成 22 年度更別村一般会計予算の件から、日程第 34、議案第 32 号、平成 22 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 7 件を一括議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村 長	岡出村長 それでは平成 22 年度当初予算の説明をさせていただきます。 初めに、平成 22 年度当初予第 5 期総合計画に基づく村づくりの 3 年目にあたり総合計画に盛り込まれた事業及び私が掲げた公約達成に向けて予算編成をさせていただいたところであります。 それでは、議案第 26 号、平成 22 年度更別村一般会計予算であります。 第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,680,987 千円と定めるものであります。第 2 項、第 2 条は省略をさせていただきますして、第 3 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 500,000 千円と定めるものであります。第 4 条につきましては、お目通しを願うものでございます。 前年度と比較が出来ますので、8 ページをお開き願いたいと思います。 8 ページは、歳入歳出予算事項別明細書でございます。 歳入合計で前年度予算、3,944,658 千円に対し、6.7% 減の 3,680,987 千円の予算であります。前年度と比較いたしまして、主な増減を説明させていただきますと、村税に関しましては、平成 21 年度途中にて増額補正をいたしてございますけれども、今般、農業所得に大幅な落ち込みが避けられたこと、固定資産税の大口滞納解消が図られ、納税が見込まれること等によりまして、前年度比 32,772 千円増の予算とさせていただいたものであります。 款 2 地方譲与税から款 7 自動車取得税交付金につきましては、長引く景気の低迷による消費の落ち込み等、国のエコカー減税等の影響等を考慮し、それぞれ合わせまして 49,330 千円減額しております。地方交付税につきましては、国の交付税総額でございますが、出口ベースで増額となっていること、また雇用対策、地域資源活用臨時特例費、地域活性化推進特例費の新設等、増加要因が見込まれるものとしまして、前年度比 62,000 千円増の 1,989,957 千円を予算化したものでございます。分担金及び負担金

は、道営畑総事業、更南、勢雄地区にかかる分担金の増から 35,119 千円の増、国庫支出金につきましては、前年度比 33,393 千円の増でございますが、これにつきましては子ども手当にかかる国からの 40,696 千円の交付金が主な要因となっております。繰入金であります、前年度比 41,179 千円の減でございますが、前年度は国営明渠排水事業負担金の繰上償還のために農業振興基金の取崩しをしたことと、また平成 21 年度国の第 2 次補正、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業によって、基金を取り崩しての事業減少によるものであります。諸収入、前年度比 17,144 千円増でございますが、これは持続的農業・農村づくり促進特別対策事業、道営畑総事業に係るものでございますが、推進交付金の増が主な要因となっております。村債でございますが、前年度は国営明渠排水事業負担金の繰上償還に係る過疎債の借入れ、あるいは憩の家改築事業に対する過疎債の借入れ等がありましたけれども、本年度は大型事業減少という中で 375,634 千円減の 408,766 千円としたものであります。

続いて 9 ページの歳出でございますが、歳出におきましては歳入の状況や社会の厳しい環境を踏まえて、また職員の理解を得ての人件費抑制、各施設維持費、物件費の節減に努めて資料にもお示しをしてございますが、各種事業に取り組んでまいります。主なものにつきまして説明をさせていただきますと、総務費におきましては、企業振興の促進、市街地活性化事業、戸籍の電算化、緑の雇用対策を兼ねての村有林の整備、協働の村づくりの推進、国勢調査費、参議院議員選挙等を盛り込み、前年度比 63,925 千円の増としたものであります。民生費につきましては、基本となる児童、老人福祉事業をはじめ、旧憩の家跡の駐車場整備、幼児保育事業の充実、新規子ども手当の給付、重度心身障害者、ひとり親家庭、小・中児童生徒等に対する医療扶助等予算化したものでございます。前年度の比較では、新憩いの家完成の関係から 182,912 千円の大幅減となっております。衛生費につきましては、インフルエンザ等の予防対策、求められる環境対策、小学校入学前の乳幼児に対する医療扶助、女性特有のがん健診等、母子保健事業関連の予算を盛り込んだところであります。前年度との比較では、公共下水道事業特別会計への繰出金の減などから、22,008 千円を減額するものであります。労働費につきましては、厳しい就職環境等を鑑みまして、新卒者、地元雇用に対する支援対策を盛り込んだために前年度比 2,524 千円の増としたところであります。農林水産業費につきましては、基幹産業である農業、

商工業、そして観光の振興と重要な分野であります。これら振興を図るため、従来施策を行うとともに特に農業の省力化とコスト低減を図るため、新規のコントラクター事業に対する支援、耕地防風林造成奨励に係る苗木での助成、農地・水・環境保全向上対策での営農活動支援事業の拡大と国、道の予算付けにて厳しい状況にあるものの道営事業にて農道網の整備、更南、勢雄地区、畑総事業の整備促進を図るため、関連予算を盛り込んだものであります。前年度との比較関係では、前年度、国営直轄明渠排水事業の負担金の繰上償還費、294,677 千円がありました関係上、197,956 千円の減となっているものであります。商工費につきましては、商工業活性事業、商業等動向調査、観光の振興パンフレット作成費を盛り込んだ関係上、前年度比 3,667 千円の増となっております。土木費でございますが、前年度と比較して 116,339 千円増の予算となっておりますけれども、平成 20 年度、平成 21 年度と続けて国の補正予算にて緊急の経済対策が打ち出されまして、そのため村総合計画にて年次計画をいたしておりました、道路整備事業を補正予算にて大幅に前倒し実施した関係から、これにつきましては単純に比較出来ないものとなっているところであります。こうした中で、村道の整備促進、市街地歩道の整備、住宅及び橋梁の長寿命化計画の策定、民間賃貸住宅建設補助、太陽光発電システム設置助成については事業所用まで拡大、それから新たに民間住宅建設促進補助を行ってインフラ、住環境の整備を図るものでございます。消防費につきましては、救急救命士の増員を行うほかは、前年度、水槽付き消防自動車の更新等があった関係上、前年度との比較では 17,431 千円の減となっているところであります。教育費につきましては、よりきめ細かな教育内容の充実を図るほかは特に更別農業高校への支援、読書活動を推進する図書室司書の配置と新規に子育て支援策の一環として、また地域振興の一助となるように小・中学校入学祝金の贈呈を盛り込んだ予算としているところであります。前年度との比較では前年度、更別小学校の太陽光施設設置及びスクールバス更新等がありました関係上、34,622 千円の減となっているところであります。なお本年度は国の経済対策と連動いたしまして、先の臨時会にて追加補正をいただいた地域活性化きめ細かな臨時交付金事業、103,812 千円の予算と合わせて村づくり事業を進めるものであります。予算書の 163 ページからの給与費明細書、172 ページからの債務負担行為に関する調書、177 ページの地方債に関する調書につきましては、それぞれお目通しを願うものであります。また、一般会計予算資料、

消防費予算資料をそれぞれ配布いたしております。

ご参照賜りたいと存じます。

以上、一般会計の説明とさせていただきます。

次に、議案第 27 号、平成 22 年度更別村国民健康保険特別会計予算であります。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 478,780 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 404,005 千円と定めるものであります。以下、第 2 項、第 2 条及び第 3 条につきましては、お目通しを願うものであります。

事業勘定から説明申し上げます。

185 ページをお願い申し上げます。

歳入歳出予算事項別明細書であります。歳入であります、前年度比合計で 10,376 千円の増であります。前年実績等から医療費の伸びを見込みまして、それぞれの負担ルールにより歳入予算としたものであります。

次のページをお願い申し上げます。

歳出であります。

前年実績等を勘案し、歳出予算としたものであります。

次に診療施設勘定、215 ページをお願い申し上げます。

診療施設勘定の歳入であります。

前年度比 26,436 千円の増といたしているところであります。

診療収入は、前年実績等から 13,146 千円の増を見込んでございます。繰入金につきましては、家庭医療学センターとの協議の中で医師 3 名から 4 名へと増員を図るものであります。合わせて看護師につきましても増員を図るために、4,531 千円の増としたものでございます。村債につきましては、医療用機器の整備といたしまして、胃カメラ装置一式を導入するために 12,200 千円の予算措置により前年度比 8,100 千円の増となったものであります。

次のページ、歳出であります

総務費の前年度比 14,393 千円の増に関しましては、医師及び看護師の増員に係る増でございます。医業費の 11,642 千円の増に関しましては、資料も提出してございますが、胃カメラ装置の導入と診療収入の伸びと合わせて医薬品、医療消耗品とも増加措置したところでございます。なお、当診療所は昨年 3 月 31 日付けで救急告知診療所の登録が認められまして、これにより地方交付税の増額交付となっているところでございますけれども、ご覧のとおり収支のバランスが欠くこととなっております。

以降、給与費明細書、地方債に係る調書等、お目通しを願うも

のであります。

次に、議案第 28 号、平成 22 年度更別村老人保健医療事業特別会計予算について説明申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 235 千円と定めるものであります。本会計につきましては、平成 20 年度から後期高齢者医療制度へ移行した後の残務処理として残しているものであります。ほとんど残っているものはないと思うものであります。所要の予算措置をしまっているものであります。本会計につきましては、以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 29 号、平成 22 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 39,703 千円と定めるものでございます。

257 ページをお願い申し上げます。

歳入でございますが、全体として前年度比 3,713 千円増の予算となっております。特に後期高齢者医療保険料でございますが、本制度を開始いたしまして、2 年経つところでございますが、開始前におきまして、老人医療費が北海道平均の 20% 以上低かった町村、更別村も含めまして 15 町村ございますが、この町村におきましては特例として保険料が安く設定をされております。この措置につきましては、2 年毎の是正を経て 6 年間で全道一本化となるものでございます。2 年経過となって、保険料の改正となるわけですが、平成 22 年、23 年度の更別村の保険料につきましては、これまでの均等割、37,164 円から 40,190 円に、所得割につきましては 8.3% から 9.34% に引き上げられるものでございます。ちなみに全道の市町村におきましては、均等割につきましては、44,192 円、所得割につきましては 10.28% でございます。こうしたことから前年度比 30,519 千円の増となるものであります。

次に歳出、258 ページをお願い申し上げます。医療給付費等の伸びから前年度比 4,110 千円増を見込んでいるものであります。以下、お目通しを願うものであります。

次に、議案第 30 号、平成 22 年度更別村介護保険事業特別会計予算でございます。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 285,007 千円とするものであります。サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,376 千円と定めるものであります。以下、お目通しを願います。

事業勘定から説明申し上げます。

272 ページをお願い申し上げます。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

事業勘定、前年比 16,385 千円の減でございます。前年実績等から次のページ、歳出の保険給付費につきまして、前年度比 9.5% の減、15,292 千円の減を見込んでございまして、それぞれ負担割合、ルールに基づく形で予算化したところでございます。

次ページの歳出でございますが、前年度比、保険給付費で 15,292 千円減としたものであります。以下、お目通しを願うものであります。

次に、サービス事業勘定にまいります。

292 ページをお願い申し上げます。

事項別明細書でございます。

歳入に関しまして、前年度比、200 千円の減としてでございます。内容等につきましては、ほぼ前年同様となっております。その他につきましては、お目通しを願うものであります。これにつきましては、歳入、歳出とも 200 千円減となっております。それぞれご参照賜りたいと存じます。

次に、議案第 31 号、平成 22 年度更別村簡易水道事業特別会計予算であります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54,812 千円と定めるものであります。以下、第 2 項、第 2 条、第 3 条につきましては、お目通しを願うものであります。

301 ページお願い申し上げます。

歳入でございますが、前年度比、合計で 6,080 千円の増でございますけれども、要因といたしましては、3 年計画で進めてございます南札内浄水場改修工事、2 年目の工事負担が 6,012 千円の負担ということでございまして、それが主な要因でございます。本事業にあたりましては、国庫補助 2,004 千円、村債 4,000 千円の予算措置となったところでございます。

次に 302 ページ、歳出を説明申し上げます。

歳出につきましては、水道経営費におきまして、前年度比 5,649 千円増となっておりますけれども、歳入で説明いたしました南札内浄水場改修工事に係るものでございます。他、お目通しを願うものであります。

次に、議案第 32 号、平成 22 年度更別村公共下水道事業特別会計予算であります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 199,151 千円と定めるものでございます。以下、第 2 項、第 2 条、第 3 条、第

4 条につきましては、お目通しを願うものでございます。

324 ページをお願い申し上げます。

歳入であります。

前年度比 34,403 千円の大幅減でございます。

使用料及び手数料につきましては、前年実績、推計による 1,585 千円の増、繰入金の前年度比 19,387 千円の減は特定環境保全下水道事業の完了、公債費償還の減、個別排水設置戸数減によるものでございます。また、村債及び国庫支出金の減につきましても、特定環境保全下水道事業の完了、個別排水設置戸数の減によるものでございます。

次のページ、歳出でございますが、総務費の増額 9,185 千円につきましては、特定環境保全下水道事業完了による事業費からの組換えが主なものでございます。この事業完了に伴いまして、事業費から総務費の方に人件費を組換えしたということでございます。事業費の 33,897 千円減の主なものにつきましては、総務費の方へ人件費の組換え、個別排水処理戸数、前年 22 基、予算化してございますが、本年度は 7 基減の 15 基の計上で 15,263 千円の減等が主なものでございます。事業につきましては、資料を提出しておりますので、ご参照賜りたいと存じます。公債費では 9,691 千円の減となるものでございます。その他につきましては、お目通しを願うものであります。

以上、各会計予算につきまして提案説明とさせていただきます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

これで提案理由の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

2 番高橋議員

議長動議。

議長

2 番 高橋さん

2 番高橋議員

ただいま、議題となっております、議案第 26 号、平成 22 年度更別村一般会計予算の件から、議案第 32 号、平成 22 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までは、なお慎重な審査の必要が認められますので、本議会に議長を除く全員で構成する、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。

各位のご賛同をお願いいたします。

(賛成の声あり)

議

長

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、請願第 1 号、戸別所得補償制度に関する請願書の件は、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

おはかりいたします。

議事の都合により 3 月 11 日から 3 月 18 日までの 8 日間休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、3 月 11 日から 3 月 18 日までの 8 日間休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって、散会いたします。

(17 時 25 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 22 年 3 月 10 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 堂 場 聰 志

同 議員 松 橋 昌 和

